

豊中市立火葬場再整備基本計画策定等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 実施目的

豊中市立火葬場は、昭和 21 年の建設から約 80 年が経過し、施設の老朽化が著しい状況にある。また、現在 8 基の火葬炉を有しているが、将来の火葬需要のピークと見込まれる令和 22 年度（2040 年度）には、現施設の処理能力では対応が困難となることが見込まれている。

このような状況を踏まえ、今後も安定的かつ継続的に火葬業務を実施していくため、本市は令和 8 年（2026 年）3 月に「豊中市立火葬場再整備基本構想」を策定したところであり、本構想に基づき火葬場の再整備を推進する必要がある。

本業務は、火葬場整備に関し高い専門性と豊富な実績を有する事業者から、本市に最適な企画提案および支援を受けるため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、基本構想の内容を踏まえつつ、火葬場整備に必要な事項を総合的に整理した計画の策定を目的とするものである。

2. 委託業務概要

- (1) 業務名 : 豊中市立火葬場再整備基本計画策定等業務
- (2) 業務内容 : 別紙「豊中市立火葬場再整備基本計画策定等業務委託仕様書」参照
- (3) 業務期間 : 契約締結日から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日まで
- (4) 業務委託料 : 24,200,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限金額とする

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

4. 募集日程

項 目	期 限
公募開始（公告日）	令和 8 年（2026 年）8 月 24 日（月）
質問の受付	令和 8 年（2026 年）9 月 2 日（水）午後 5 時まで
質問に対する回答	令和 8 年（2026 年）9 月 8 日（火）
参加表明書の提出	令和 8 年（2026 年）9 月 11 日（金）午後 5 時まで
企画提案書等の提出	令和 8 年（2026 年）9 月 30 日（水）午後 5 時まで（必着）
第 1 次審査 （書類審査）	令和 8 年（2026 年）10 月 8 日（木）予定 ※応募事業者が 5 社以上あった場合のみ実施する。
第 2 次審査 （プレゼンテーションによる審査）	令和 8 年（2026 年）10 月 26 日（月）午後 ※開始時間・場所等は応募書類受付確認後、または、第 1 次審査終了後通知する。
審査結果の通知	令和 8 年（2026 年）10 月下旬発送予定
委託契約の締結予定日	令和 8 年（2026 年）11 月下旬予定

5. 質問の受付

本要領の内容に不明な点がある場合は、事務局まで質問書（様式 6）を電子メールにて提出すること。
また、電子メール送付後、データの到達を事務局に確認すること。

- (1) 提出期限：令和 8 年（2026 年）9 月 2 日（水）午後 5 時まで。
- (2) 回答方法：質問に対する回答は、令和 8 年（2026 年）9 月 8 日（火）に本市ホームページに掲載し、個別には回答しない。

6. 参加申し込み手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記のとおり手続きを行うこと。

- (1) 提出書類
プロポーザル参加表明書（様式 1）
- (2) 提出方法
参加希望者はプロポーザル参加表明書（様式 1）に必要事項を明記のうえ、下記期限内に事務局へ電

子メールで提出すること。また、電子メール送付後、データの到達を事務局に確認すること。

(3) 提出期限

令和8年(2026年)9月11日(金)午後5時まで。

※提出書類の不足又は期限内未到着の場合は、応募（参加）を無効とする。

提出された参加表明書は、いかなる場合も返却しない。

7. 企画提案書等の提出

本案件の提案を行おうとするもの（以下「提案者」という。）は、次のとおり本案件に関する企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限：令和8年（2026年）9月30日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法：①本市が指定するBOXファイルリクエスト機能を利用して提出すること。提出先及び提出方法の詳細については、参加申し込み手続きが完了した事業者に対して後日通知する。提案者の社内セキュリティポリシー等によりBOXファイルリクエストを利用できない場合は、あらかじめ事務局へ連絡したうえで、提出書類の電子データを保存した電子媒体（CD-ROM）を持参又は郵送（書留等、配達記録が確認できる方法に限る）により提出すること。紙媒体での提出は不要。

②指定された様式等により提出すること。

③データは全てPDFファイル形式に変換し格納すること。

④企画提案書等の分割提出は認めない。また、企画提案書等の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。

⑤企画提案書等はいかなる場合でも返却しない。

⑥企画提案書等に不備等が発見された場合は補正を求めることがある。

⑦提出後の変更・差し替えは認めない。

⑧企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(3) 企画提案書等：①文字のポイント、フォントは任意とする。

②全体にページを付け、目次を付けること。

③「豊中市立火葬場再整備基本構想（令和8年3月策定）」を参考にすること。

〈企画提案書等の記入要領〉

項 目	内 容
業務経歴書 (様式2)	・火葬場や他の公共施設の各種計画策定等、自治体から受託した類似の業務のうち完了したものについて記入すること。 ・業務場所は、都道府県名及び市町村名を記入すること。 ・業務期間は、委託契約締結日から業務完了日までの期間とする。 ・実績がある場合は他市町村の計画等を添付すること（複数ある場合は代表的なもの）。

業務実施体制調書 (様式3)	・本業務の実施の取組み体制及び特徴を記入すること。 ・役割の欄には本委託業務における担当分野や業務内で担う役割を記入すること。 ・主な勤務場所は都道府県名を記入すること。 ・業務実施組織図は企画提案書等提出時の組織図を記入すること。また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を記入すること。
統括責任者及び担当者の業務実績調書 (様式4)	・専門分野は、本業務に関して担当・研究する活動分野を記入すること。 ・参画した主要業務の概要と担当した分野は、担当した他自治体において類似の業務を中心に記入すること。
企画提案書 (様式任意 表紙・目次含めず 20枚以内)	・企画提案は1社1案とする。 ・企画提案書の表紙には提案事業タイトルと提案者名を記入するものとする。 (記入例)「豊中市立火葬場再整備基本計画策定等業務」提案書 ○○(法人名等) 次のとおり企画提案を求める。 ① 事業手法の検討に関する提案 ・複数の事業手法の評価軸設定に関する整理について ・VFM及びLCCの算定における市の財政負担の見通しについて ・施設特性を踏まえた官民のリスク分担について ・最適な事業手法について ② 整備用地の検討に関する提案 ・基本構想で示した3候補地の比較検討について ・現敷地における再整備の可能性に関する分析について ・敷地制約を踏まえた課題と対応方策について ・用地条件の事業影響評価について ③ 基本計画に関する提案 ・需要予測及び必要炉数の算定について ・火葬場特有の課題を踏まえた施設計画について ④ 実現可能性及び工程に関する提案 ・本業務及びその後の事業化を見据えた全体スケジュールについて ・現行火葬場の稼働継続施工に対する対応について
見積書 (様式任意)	※見積書には必ず人件費、間接経費など見積金額の積算根拠を明示した内訳明細を記載又は添付すること。 ※見積書の宛先に「豊中市長」を、件名に「豊中市立火葬場再整備基本計画策定等業務」と明記すること。
公募開始日から過去 3 年以内の処分歴等の有無 (様式5)	・該当する項目にチェックを入れて提出すること。

(4) 提出先：豊中市 福祉部 地域共生課 福祉総務係
〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 (豊中市役所第二庁舎3階)
電 話 06-6858-2289 (直通)

E-mail : fukushisoumu@city.toyonaka.osaka.jp

8. 審査方法

豊中市職員で構成する選定委員会による審査を行う。応募事業者が5社以上あった場合のみ、事前に第1次審査（書類審査）を行い、審査の対象事業者を4社に絞る。企画提案書及び企画提案書に基づく第2次審査（プレゼンテーション）を行い、総合的に最も優れた内容の提案を行った提案者を委員による合議で決定し、優先交渉権者とする。ただし全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者としなない。また、優先交渉権者と契約に至らなかった場合は次点の提案者を優先交渉権者とすることがある。

なお、最高得点者が複数ある場合は、下記の順位で優位に評価する。

- ① 企画提案内容等（60点）の得点が高い者
- ② 「基本計画の妥当性」の得点が高い者
- ③ 「整備用地検討能力」の得点が高い者
- ④ 「事業手法検討能力」の得点が高い者

上記によっても順位が決定しない場合は、委員会において協議のうえ決定する。

（1）プレゼンテーション審査

- ① 日 時：令和8年（2026年）10月26日（月）を予定
開始時間、場所等の詳細については、後日通知する。
- ② 発表時間等：30分程度
（1提案者につき20分以内のプレゼンテーションのあと、質疑・応答することとする。）
- ③ 資料：提出された企画提案書のみを使用し、追加資料や追加提案の説明は認めない。
- ④ その他：当日の出席者は1提案者あたり3名以内（プレゼンテーションを行う者を含む）とし、すべて提案者の雇用する従業員であり、本業務の実務を行う者とする。

（2）審査項目

審査項目		評価基準	配点
大項目	小項目		
業務実施体制等	類似の業務実績	・地方公共団体より委託された火葬場又は類似施設の計画策定や民間活力導入可能性調査の業務実績があるか。	5点
	業務遂行能力	・火葬場という特殊な施設・整備に対し、専門的な見地から検討できる体制が構築されているか。 ・仕様書の業務内容に沿った段階的かつ合理的な業務プロセスとなっているか。 ・市民等の意思決定に資する支援が期待できるか。	15点
	人員体制	・業務実施にあたり、人員配置や体制等に十分	10点

		な配慮を行っているか。 ・不測の事態にも対応できるバックアップ体制が構築できているか。	
企画提案内容等	事業手法検討能力	・事業手法検討の評価軸設定が体系的に整理されているか。 ・VFM・LCC算定等、現実的かつ明確な財務分析の手法が示されているか。 ・官民のリスク分担について検討方針が示されているか。 ・最適手法を総合的に評価する方法が示されているか。	15点
	整備用地検討能力	・基本構想で示した3候補地について、比較検討する手法が整理されているか。 ・現敷地及び各候補地を客観的かつ合理的に比較評価する考え方が示されているか。 ・現敷地再整備可否の分析が具体的に示されているか。 ・用土地における課題の抽出と対応策が整理されているか。	15点
	基本計画の妥当性	・需要予測・必要炉数の算定方法が合理的に示されているか。 ・施設設計が基本構想に整合しているか。 ・火葬場の特有課題に配慮されているか。	15点
	実現可能性・事業工程	・法手続き・合意形成のプロセスが具体的に検討され、現実的な事業工程となっているか。 ・稼働継続施工等の特殊条件への対応が検討されているか。	15点
価格評価	見積価格	(最低金額／見積金額)×配点(小数点以下切り捨て)	10点
処分歴		処分歴等についての評価	内容に応じて減点
合計			100点

(2) 結果通知

第2次審査の結果は、全ての提案者に対して、令和8年（2026年）10月下旬に文書で通知する。

なお、豊中市と仕様並びに価格等協議のうえ、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約束するものではない。審査結果については全ての提案者に通知の後、市のホームページ等において公表する。

9. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・本案件期間中に、上記3.参加資格で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・提案上限額を超える提案を行ったとき
- ・企画提案書等において虚偽の内容を記載したとき
- ・提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- ・第2次審査に欠席したとき
- ・一団体で複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

10. 契約

- ①優先交渉権者となった者と豊中市は、令和8年（2026年）11月下旬の契約締結を目途に、契約手続きを行う。
- ②契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに詳細を協議する。この際、改めて豊中市から提案内容の説明を求めることがある。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。
- ③本業務の受託者は、豊中市財務規則（昭和46年豊中市規則13号）に基づき、契約代金の100分の5に相当する額以上の額を契約保証金として納付しなければならない。ただし、同規則に掲げる有価証券のほか、市が確実と認める金融機関の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証契約の締結を行った場合又は同規則第110条第1項第3号に基づき契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金を免除する。

11. 留意事項

- ① 企画提案書等作成、提出及びプレゼンテーション参加のための必要経費は提案者の負担とする。
- ② 審査委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。
- ③ 提出されたデータは返却しない。
- ④ 企画提案書等の提出前または提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、参加辞退届（資料7）を提出すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。
- ⑤ 本業務の受託者となった事業者（JV構成事業者を含む）は、今後予定する火葬場再整備に係る施工業者を選定する際、応募できないものとする。

12. 事務局（問合せ先）

豊中市 福祉部 地域共生課 福祉総務係

住 所：〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 (豊中市役所第二庁舎3階)

電 話：06-6858-2289 (直通)

E-mail：fukushisoumu@city.toyonaka.osaka.jp